

参照条文（各国の国内法）

1 ドイツ

民事訴訟法 Zivilprozessordnung (Z P O)

第1編 総則

第1章 裁判所

第2節 裁判籍

第12条〔普通裁判籍，概念〕

人が普通裁判籍を有する地の裁判所は，訴えにつき専属裁判籍がない限り，この者に対して提起すべきすべての訴えについて管轄を有する。

第13条〔住所の普通裁判籍〕

人の普通裁判籍は住所により定まる。

第14条（削除）

第15条〔治外法権を有するドイツ人の普通裁判籍〕

治外法権を有するドイツ人及び外国において勤務する公務員たるドイツ人は，その内国における最後の住所に普通裁判籍を有する。この住所のないときは，連邦政府の所在地に普通裁判籍を有する。

前項の規定は名誉領事にはこれを適用しない。

第16条〔住所のない者の普通裁判籍〕

住所のない者の普通裁判籍は，内国における滞在所により，滞在所の知れないときは最後の住所によって定める。

第17条〔法人等の普通裁判籍〕

市町村，公共団体及びその資格において訴えられることのできる会社，組合又はその他の社団及び財団，営造物並びに財産の普通裁判籍はその所在地により定まる。特段の事情のない限り，その事務を取り扱う場所をもってその所在地とする。

鉱山労働組合は採鉱場の所在地の裁判所に普通裁判籍を有する。その資格において訴えられることのできる官庁は官庁所在地の裁判所において普通裁判籍を有する。

本条の規定により定められる裁判籍によるほか，定款その他の方法により特に裁判籍を定めることができる。

第18条〔国庫の普通裁判籍〕

国庫の普通裁判籍は，訴訟において国庫を代表すべき官庁の所在地により定まる。

第19条〔官庁所在地における複数の裁判所管轄区域〕

官庁の所在地が複数の裁判所の管轄区域にまたがるときは，第17条及び第18条にいわゆる官庁の所在地をみなされる区域は，連邦官庁については連邦司法大臣の，その他の場合は，州司法行政庁の一般命令により定まる。

第20条〔滞在所の特別裁判籍〕

人がその性質上長期滞在になる関係の下に，特に，家事補助者，労働者，営業補助者，学生，生徒，見習として一定の地に滞在するとき，この者に対し財産権上の請求につき提起するすべての訴えは，その滞在所の裁判所の管轄に属する。

第21条〔営業所の特別裁判籍〕

製造業，商業又はその他の営業を営むために直接取引をなすべき営業所を設置する者に対し，右営業所の営業に関係するすべての訴えは右営業所の置かれた地の裁判所にこれを提起することができる。

営業所の裁判籍は，住宅及び営業用建物のある地所を所有者，用益人又は用益賃借人として利用する者に対する訴えについても，その訴えが土地の利用についての法律

関係に関するときに限り、発生する。

第22条〔団体構成員の特別裁判籍〕

市町村、公共団体、会社、組合又はその他の団体が普通裁判籍を有する裁判所は、これらの団体よりその構成員に対する訴え又は構成員相互間においてその構成員たる資格により提起する訴えについて管轄権を有する。

第23条〔財産及び訴訟の目的物の特別裁判籍〕

国内に住所のない者に対する財産権上の請求のためにする訴えについては、その者の財産又は訴えをもって請求する目的物の所在地の裁判所が管轄権を有する。債権については債務者の住所をもって財産の所在地とし、債権につき物を担保に供しているときは、その物の所在地をもって財産の所在地とする。

第23条a〔扶養事件の特別裁判籍〕(略)

第24条〔不動産の専属裁判籍〕

所有権、物権的負担、又はその免除を主張する訴え、境界確定の訴え、分割の訴え、及び占有の訴えは、それが不動産に関するものである限りは当該不動産の存在する地の裁判所の専属管轄に属する。

地役権、物的負担又は先買権に関する訴えにあつては、承役地又は負担を受ける地の所在地による。

第25条〔不動産上の関連裁判籍〕

抵当権、土地債務又は定期土地債務に基づく訴えとともに債務の訴えを、抵当権、土地債務又は定期土地債務の書換え若しくは解消の訴えとともに人的義務の免除を求める訴えを、物的負担の確認を求める訴えとともに延滞給付の請求の訴えを、併合された訴えが同一の被告に対するとき限り、不動産上の裁判籍において提起することができる。

第26条〔対人訴訟における不動産上の裁判籍〕

不動産の所有者、占有者に対しその資格において提起される対人訴訟及び土地の侵奪による訴訟又は土地の収用による補償に関する訴訟は、不動産上の裁判籍においてこれを提起することができる。

第27条〔相続の特別裁判籍〕

相続権の確認、相続人の相続財産占有者に対する請求、遺贈又はその他の死因処分に基づく請求、遺留分の請求又は相続財産の分割を求める訴えは、被相続人が死亡の時に普通裁判籍を有した裁判所にこれを提起することができる。

被相続人がドイツ人でありかつ死亡の時に国内に普通裁判籍を有しないとき、第1項所定の訴えは、被相続人が国内の最後の住所を有した地を管轄する裁判所にこれを提起ことができ、被相続人がこの住所を有しないときは、第15条1項第2文の規定を準用する。

第28条〔相続の拡張された裁判籍〕

遺産の全部若しくは一部がなお裁判所の管轄区域内に存するとき又は現存する複数の相続人がなお連帯債務者としての責任を負うときに限り、相続の裁判籍において、他の遺産債務による訴えをも提起することができる。

第29条〔履行地の特別裁判籍〕

契約関係に基づく紛争及び契約関係の成立に関する紛争は、係争義務を履行すべき地の裁判所の管轄に属する。

履行地に関する合意は、契約当事者が商法第4条に列举された営業者に属さない商人、公法上の法人、又は公法上の特別財産であるときに限り、管轄権を発生させる。

第29条a〔使用賃貸借事件の専属裁判籍〕

住居の使用賃貸借契約若しくは使用転賃借契約の成立又は不成立の確認を求める訴え、これらの契約の履行を求める訴え及びこれらの契約の不履行又は本旨にそわない履行による損害賠償を求める訴えは、当該住居の存する地の区裁判所の専属管轄に属する。住居の明渡しを求める訴え又は民法第556条a及び第556条bに基づく使用賃貸借関係の継続を求める訴えについても同じである。

民法第556条a第8項に規定されている種類の住居が対象であるときは、第1項の規定はこれを適用しない。

第29条b〔住居所有権の特別裁判籍〕

建物の住居所有者団体の構成員又は元構成員に対して向けられた訴え、及びその共有、

管理又は特別所有権に関する第三者の訴えは、当該土地の所在地の裁判所の管轄に属する。

第30条〔見本市又は通常市開催地の特別裁判籍〕

年度開催市及び過度開催市を除き、見本市及び通常市場においてなされた商行為（見本市事件及び通常市場事件）に基づく訴えは、被告又はその訴訟追行の権限を有する代理人がその開催地又は裁判所の管轄区域内に滞在する間に訴えが提起されたときには、見本市又は通常市開催地の裁判所の管轄に属する。

第31条〔財産管理の特別裁判籍〕

財産管理に関して、本人から管理人に対し、又は管理人から本人に対して提起する訴えは、管理がなされている地の裁判所の管轄に属する。

第32条〔不法行為の特別裁判籍〕

不法行為に基づく訴えは、その行為がなされた地の裁判所の管轄に属する。

第32条a〔環境事件における専属管轄〕

環境責任法の付表1に挙げられた設備の所持人に対する、環境への影響によって惹起された損害の賠償を求める訴えは、その設備によって環境への影響が現れた地を管轄する裁判所の専属管轄に属する。その設備が外国に存在するときは、この限りではない。

第33条〔反訴の特別裁判籍〕

反対請求が、訴えをもって主張された請求又はこの請求のために提出された防御方法と関連するときは、本訴の係属している裁判所に反訴を提起することができる。

反対請求に基づく訴えにつき、第40条第2項により裁判所の管轄の合意が不適法であるときは、前項の規定はこれを適用しない。

第34条〔本訴訟の特別裁判籍〕

手数料及び立替金に基づく訴訟代理人、輔佐人、送達代理人及び執行官の訴えは、本訴訟の裁判所の管轄に属する。

第35条〔競合管轄における選択〕

管轄裁判所が競合するとき原告は裁判所を選択することができる。

第35a条〔扶養の訴えにおける選択裁判籍〕(略)

第36条〔裁判所による管轄の指定〕

直近の上級裁判所は、以下の場合管轄裁判所を指定する。

本来の管轄裁判所が具体的場合において、裁判官職の行使を法律上又は事実上妨げられるとき。

複数の管轄区域の境界を斟酌して、当該訴訟がいずれの裁判所の管轄に属するか不明であるとき。

複数の裁判所に普通裁判籍を有する複数の者が共同訴訟人として普通裁判籍において訴えられるべき場合でありながら当該訴訟について共通の特別裁判籍がないとき。

訴えを不動産上の裁判籍に提起すべきであるが、当該不動産が複数の裁判所の管轄区域にまたがって存在しているとき

一つの訴訟について複数の裁判所が確定力をもって管轄を認める宣言をしたとき。

複数の裁判所が、それらのうちの一つがその訴訟につき管轄を有するにもかかわらず、確定力をもって管轄なき旨を宣言したとき。

第37条〔裁判所による指定の手続〕(略)

第3節 裁判所の管轄に関する合意

第38条〔適法な管轄の合意〕

1 契約当事者が商法第4条に規定された営業者に属しない商人、公法上の法人又は公法上の特別財産であるとき、本来管轄権を有しない第一審裁判所は、当事者の明示又は黙示の合意により管轄権を取得する。

2 さらに、少なくとも契約当事者の一方が国内に普通裁判籍を持たないときは、第一審裁判所の管轄につき合意することができる。合意は、書面によらなければならない、又は、合意が口頭でなされたときは書面で確認されなければならない。当事者の一方が国内に普通裁判籍を有するときは、内国については、この当事者が自らの普通裁判籍を有し、又は特別裁判籍の発生した裁判所のみを選択することができる。

3 その他裁判管轄の合意は、以下の場合に明示的かつ書面によるものに限り許される。
紛争の発生後

訴えによる請求をなすべき当事者が、契約締結後にその住所若しくは通常の滞在所を本法の適用領域から移転し、又は訴えの提起のときにその住所若しくは通常の滞在所が知れないとき。

第39条〔責問権を行使せずに弁論をなした結果生じる管轄〕

さらに、被告が管轄違いを主張することなく本案について口頭弁論をなしたことにより、第一審裁判所に管轄権が発生する。第504条の教示がなされなかったときは、この限りではない。

第40条〔無効な管轄の合意と不適法な管轄の合意〕

1 合意は特定の法律関係及びそれから生じる訴訟に関しないときは法律上の効力を持たない。

2 訴訟が財産権上の請求権以外のものに関するとき、又は訴えにつき専属管轄の定めがあるときは、合意は許されない。これらの場合においては、たとえ責問権を行使することなく本案につき弁論をなしたとしても裁判所の管轄は発生しない。

第2章 当事者

第2節 共同訴訟

第59条〔共同当事者〕

複数の者が訴訟物について権利共同関係に立つとき、又は事実上及び法律上同一の原因により権利を有し若しくは義務を負うとき、それらの者は共同訴訟人として共同して訴え又は訴えられることができる。

第60条〔請求権の同種性〕

同種の請求権又は義務、並びに本質的に同種の事実上及び法律上の原因に基づく請求権又は義務が訴訟物をなすときにも、複数の者は共同訴訟人として共同して訴え又は訴えられることができる。

第61条〔共同訴訟の効果〕

民法又は本法の規定により別段の結果が生じない限り、共同訴訟人の一つの行為が他の共同訴訟人の利益にも不利益にも作用しないよう、共同訴訟人は格別に相手方に対立する。

第62条〔必要的共同訴訟〕

1 争いある法律関係が共同訴訟人の全員につき合一にのみ確定され得る場合、又は共同訴訟がその他の理由から必要的である場合に、期日又は期間を一部の共同訴訟人のみが懈怠した場合には、懈怠した共同訴訟人は懈怠せざる共同訴訟人により代理されたものとみなす。

2 懈怠した共同訴訟人は事後の手續においてもまた加えられなければならない。

第63条〔訴訟追行，呼出し〕

訴訟追行権は各共同訴訟人に帰属し、すべての期日につき共同訴訟人の全員を呼び出さなければならない。

第3節 第三者の訴訟参加

第64条〔主参加〕

他人間に訴訟が係属中の物又は権利の全部若しくは一部を自己のために請求する者は、この訴訟の確定裁判に至るまで、当事者双方に対する訴えをもって、当該訴訟が第一審において係属せしめられた裁判所においてその請求を主張することができる。

第65条〔本訴訟の中止〕(略)

第66条〔補助参加〕

1 他人間に係属する訴訟において当事者の一方が勝訴することにつき法律上の利益を有する者は、この当事者を補助するために参加することができる。

2 補助参加は訴訟がいかなる段階にあるとを問わず確定裁判に至るまで、また上訴と併合してもこれをなすことができる。

第67条〔補助参加人の法的地位〕(略)

第68条〔補助参加の効力〕(略)

第69条〔共同訴訟的補助参加〕

民法の規定により、本訴訟においてなされた裁判の確定力が補助参加人と相手方との法律関係につき効力を有するときは、補助参加人はこれを第61条の意味における主たる当事者の共同訴訟人とみなす。

第70条〔補助参加人の参加〕(略)
第71条〔補助参加の許可及び却下〕(略)
第72条〔訴訟告知の適法性〕
1 訴訟が自己に不利益な結果になるときは第三者に対し担保若しくは賠償の請求をなし得ると信じ、又は第三者の請求をおそれる当事者は、その訴訟の確定力ある裁判に至るまで、第三者に対し訴訟を告知することができる。
2 第三者は更に訴訟告知をなす権利を有する。
第73条〔訴訟告知の方式〕(略)
第74条〔訴訟告知の効力〕
1 第三者が告知者に参加したときは、その者の両当事者に対する関係は、補助参加に関する諸原則に従いこれを定める。
2 第三者が参加を拒絶し又は参加の陳述をしないときは、訴訟は第三者を顧慮することなくこれを続行する。
3 本条のすべての場合において、第三者に対しては、第68条の規定は、参加のときを訴訟告知により参加をなし得べかりしときに読み替えてこれを適用する。
第2編 第一審手続
第1章 地方裁判所の手続
第2節 判決
第328条〔外国判決の承認〕
1 以下の場合には、外国の裁判所の判決を承認することができない。 外国裁判所の所属する国の裁判所がドイツ法によれば管轄を有しないとき。 応訴をせずかつそのことを理由として不服を主張する被告に対して、防御ができる旨の記載された手続を開始する書面が適式に又は適時に送達されなかったとき。 判決が、ドイツでなされた判決若しくは承認されるべき以前の外国判決と抵触するとき、又は当該判決の基礎となる手続が、以前にドイツで係属した手続と抵触するとき。 判決の承認によって、ドイツ法の基本原則と明白に抵触する結果がもたらされるとき。特に承認が基本権に抵触するとき。 相互性の保証のないとき。
2 判決が非財産上の請求に関しかつドイツ法によれば内国の裁判籍が発生しなかったとき、又は親子事件(第640条)に関するものであるときには、第5号の規定は判決の承認を妨げるものではない。
第2章 区裁判所の手続
第504条〔区裁判所の管轄違いの場合の教示〕
区裁判所が事物管轄又は土地管轄を有しないときは、区裁判所は、本案の弁論前に被告にその旨及び本案につき責問することなくする応訴の効果を教示しなければならない。

(法務大臣官房司法法制調査部「法務資料第450号ドイツ民事訴訟法典(1991年11月10日現在)」参照)

2 フランス

民法 Code Civil

第1編 人
第1章 民事上の権利の享有及び剥奪
第1節 民事上の権利の享有
第14条〔外国人との約定債務の裁判管轄〕
フランスに居住しない外国人であっても、その者がフランスにおいてフランス人と締結した債務の履行については、フランスの裁判所に呼び出すことができる。外国人が外国においてフランス人に対して締結した債務について〔も〕、フランスの裁判所に引致す

ることができる。

第15条〔同前 フランス人を被告とする場合〕

外国人であっても、フランス人が外国において締結した債務については、そのフランス人をフランスの裁判所に引致することができる。

(法務大臣官房司法法制調査部「法務資料第433号フランス民法典 - 家族・相続関係 - 」〔昭和53年〕参照)

新民事訴訟法典 Nouveau Code de Procédure civile (N C P C)

第1巻 すべての裁判所に共通の規定

第3編 管轄

第2章 土地管轄

第42条

土地の管轄をもつ裁判所は、反対の規定のない限り、被告の居住地の裁判所である。

被告が複数の場合には、原告は、その選択により、被告の1人の居住地の裁判所に訴えを提起することができる。

第43条

被告の居住地とは、次のものを指す。

- 自然人については、その者の住所地、又は、それがなければ、その居住地。
- 法人については、その設地。

第44条

対物不動産訴訟(注1)においては、不動産所在地の裁判所のみが管轄をもつ。

第45条

相続に関する訴訟においては、次のものは、遺産分割手続終了まで、相続開始地にある裁判所に提起するものとする。

- 相続人間の請求。
- 死者の債権者により提起された請求。
- 死因処分の履行に関する請求。

第46条

原告は、被告の居住地の裁判所のほか、その選択により、次に掲げる裁判所にも訴えを提起することができる。

- 契約に関する訴訟においては、物の引渡しの効力発生地又は役務給付の履行地の裁判所。
- 不法行為に関する訴訟においては、加害行為地又は損害発生地の裁判所。
- 混合訴訟(注2)においては、不動産所在地の裁判所。
- 扶養料又は婚姻の負担についての分担に関する訴訟においては、債権者の居住地の裁判所。

第47条

裁判官又は司法補助吏が、その職務を行う地域の裁判所の管轄に属する紛争の当事者であるときは、原告は隣接する地域にある裁判所に訴えを提起することができる。

被告又は控訴事件でのすべての当事者は、同様に、前項と同一の条件で選択された裁判所への移送を要求することができる。この場合には、第97条に規定されているように手続が進められる。

第48条

直接的又は間接的に土地管轄に関する定め抵触するすべての条項は、記載なきものとみなす。ただし、その条項が商人の資格で契約した者の間で合意されており、かつ、それをもって対抗される当事者の契約書において非常に明白に特記されているときは、この限りでない。

第4編 裁判上の請求

第2章 附帯請求

第63条

附帯請求とは、次のものを指す。

反訴請求，付加的請求及び参加。

第64条

反訴請求とは，本訴被告がその相手方の申立の単なる排斥以上の利益を得ようとする請求をいう。

第65条（略）

第66条

参加とは，第三者を元の当事者間で開始された訴訟の当事者とすることを目的とする請求をいう。

請求が第三者からなされるときは，参加は任意的である。第三者が当事者の一方によって訴訟に引き込まれるときは，参加は強制的である。

第5編 防御方法

第2章 訴訟上の抗弁

第1節 無管轄の抗弁

第1小節 当事者により主張される無管轄

第75条

受訴裁判所が無管轄であることを主張する場合，この抗弁を提出する当事者は，理由を付し，かつ，どの裁判所に事件が送付されることを求めるかを必ず示さなければならない。これに違反する場合は受理しない。

第76条 裁判官は，当事者があらかじめ本案について申立できるようにすれば，同一判決の別々の条項によって管轄ありと宣言し同時に本案について裁判することができる。

第77条

本案について判決しないが管轄の決定が本案の問題にかかる場合には，裁判官は，判決主文の別々の条項によって，その本案の問題と管轄について裁判しなければならない。

第3小節 抗議の申立

第81条

裁判官が自己に管轄ありと宣言するときは，抗議の申立を提起する期間の満了まで，又は，抗議の申立がなされた場合には控訴院がその裁判をなすまで，訴訟手続は停止される。

第5小節 共通規定

第96条

裁判官は事件が刑事，行政，仲裁又は外国の裁判所の管轄に属すると認めるときは，当事者に対し，これのため適切な手続をとるよう指示するにとどめる。

他のすべての場合においては，無管轄を宣言する裁判官は，管轄ありと認める裁判所を指示する。この指示は当事者及び受移送裁判官を拘束する。

第2節 事件係属の抗弁及び関連性の抗弁

第101条

異なった二つの裁判所に提起された事件の間に，それらを併せて審理し判決することが良き司法の利益になるというような関係が存する場合には，それらの裁判所の一方の事件を手ばなして，その審理を他方の裁判所へそのまま移送するよう要求することができる。

第102条

事件を受理した2つの裁判所が同一審級に属さないときには，事件係属又は関連性の抗弁は，下級審の裁判所でのみ提出することができる。

第103条

関連性の抗弁は，訴訟のいかなる段階においても提出することができる。ただし，遅延的な意図でおくれて提出された場合には斥けられる。

第104条

事件係属又は関連性についてなされた第一審裁判所の裁判に対する不服申立は，無管轄の抗弁の場合と同様に提起されまた裁判される。

複数の不服申立がなされた場合には，最初に事件を受理した控訴院が裁判を行い，抗弁が正当であるときは，その控訴院は，事情に応じて，審理のために最良と思われる裁

判所に事件を割当てる。

第105条

事件を受審した裁判によって、あるいは、不服申立の結果として、抗弁についてなされた裁判所は、受移送裁判所並びに手ばなすことを命じられた裁判所を拘束する。

第106条

2つの裁判所が事件を手ばなした場合には、後の日付でなされた裁判は無効みなされる（原文ママ）。

第107条

同一裁判所の異なった審判機関の間に関連性についての問題が生じた場合は、それは方式によらず裁判所所長によって裁定される。その裁判は、司法行政上の処分である。

第3節 延期的抗弁

第110条

裁判官は、当事者の一方が援用した判決が第三者による判決取消の訴え、再審の訴え又は破毀申立の対象となっているときにも、訴訟手続を停止することができる。

第11編 訴訟手続に附帯する事項

第3章 訴訟手続の停止

第377条

法律が規定する場合を除き、訴訟手続は、審判停止の裁判又は事件抹消の裁判により停止される。

第1節 審判停止

第378条

停止の裁判は、その裁判によって定められた期間又は事情の生起まで、訴訟手続の進行を停止する。

第379条

審判停止は、その事件に関する裁判官の職務を解除しない。停止の期間経過後、訴訟手続は当事者の申立又は裁判官の職権に基づいて続行される。ただし、裁判官は、必要がある場合には、再度の停止を命じることができる。

裁判官は、事情に応じて、停止を取消し、又は、その期間を短縮することができる。

第380条

停止の裁判は、重大かつ正当な理由が証明される場合には、控訴院長の許可に基づいて控訴の対象とすることができる。

（第2文・第3文）（略）

第14編 判決

第1章 総則

第2節 出頭の欠缺

第2小節 欠席判決及び対審判決とみなされる判決

第479条

外国に居住する当事者に対してなされた欠席判決又は対審判決とみなされる判決は、訴訟開始文書を被告に知らせるためにとられた措置を明確に確認しなければならない。

第15編 判決の執行

第1章 執行の一般的条件

第509条

外国の裁判所によってなされた判決及び外国の官吏によって承認された証書は、法律によって定められている方法でかつ法律によって定められている場合に、共和国の領土で執行することができる。

第2巻 各裁判所に関する特別規定

第1編 大審裁判所の特別規定

第1小編 裁判所の面前での手続

第1章 訴訟事件の手続

第751条

当事者は、反対の規定がない限り、弁護士を選任しなければならない。

弁護士の選任は、住所の選定を含む（注3）。

第4編 労働事件で判決する裁判所の特別規定

第 8 7 9 条

労働事件において判決する裁判所の特別規定は、労働法典の以下の条文の規定とする。

(中略)

第 7 章 管轄及び不服申立方法

第 1 節 管轄

R.517-1 条 (注 4)(注 5)

特定の紛争を審理するための土地管轄権をもつ労働委員会は、労働が行われている建物の位置する地域における委員会である。

労働がすべての建物外で行われる場合は、請求は、労働者の住所地の労働委員会に提出される。

労働者は常に、契約が締結された場所の労働委員会又は使用者が定住している場所の労働委員会に提訴することができる。

直接的又は間接的に、上記の規定に抵触する、すべての条項は、記載なきものとみなされる。

R.517-2 条

委員会が各部課に分かれているときは、管轄部課は、建物の性質がどのようなであっても、労働の種類によって決定される。

ただし、工業又は商業以外の性質をもつ職業を行う使用者・労働者間の紛争は、第 L.511-5 条 (最終項) の規定ある場合を除き、建物の性質にしたがって農業部あるいは諸業部に提訴される。

第 5 編 農事賃貸借同数裁判所の特別規定

第 1 章 通常の手続

第 8 8 0 条

土地管轄権を持つ農事賃貸借同数裁判所は、不動産所在地の裁判所とする。

(注 1) 対物不動産訴訟とは、訴訟上主張される権利が物権であって、しかもその権利の対象が不動産である場合をいう。

(注 2) 混合訴訟とは、不動産の買主が売主に対し目的物引渡しを請求する場合のように、当事者が同一の法律行為から生じる物権と債権を同時に主張する訴訟である。

(注 3) 住所の選定とは、弁護士選任の効果の一つであって、その訴訟に関して当事者の住所を弁護士方にあるものとして取り扱うことを意味する。

(注 4) 労働裁判所の土地管轄について定める。

(注 5) 労働裁判所はフランスの第 1 審裁判所の 1 つであり、各裁判所は産業部門により区分される部を有しており、各部はそれぞれ和解部と判決部を有している。このように労働裁判所が section に分かれているときは、その各々が固有の管轄をもつ独立の裁判所を構成するといわれる。section には、商業部、工業部、農業部及び諸業部の四種類がある。

なお、労働裁判所の裁判官は、労働者と使用者の二者の代表であり、非職業裁判官である。

(法務大臣官房司法法制調査部「法務資料第 4 3 4 号注釈フランス新民事訴訟法典」、川口美貴「フランス・欧州連合 (EU) における国際労働関係法の展開 - 国際裁判管轄 - 」法制研究 1 巻 2・3・4 号 3 5 9 頁参照)

3 オーストリア

裁判管轄法 Jurisdiktionsnorm (JN)

第 1 編 裁判権総則

第 3 章 管轄

最高裁判所による管轄の決定

第28条〔最高裁判所による決定〕

1 民事事件につき、この法律又はその他の法規の意味において内国裁判所の土地管轄の要件が存在しないとき又は探知し得ないときには、最高裁判所は、次の各号に掲げるいずれかの場合において、事物管轄のある裁判所の中から1つの裁判所を定めて、この裁判所を当該事件について土地管轄を有する裁判所とみなさなければならない。

オーストリアが国際条約に基づき裁判権を行使する義務を負うとき、

又は

外国での権利追行が不可能又は期待し得ないであろうとき

2 前項の決定は、民事の訴訟事件においては当事者の申立てにより、その他の場合には職権で行わなければならない。民事の訴訟事件においては、原告は、前項第2号の要件の存在を主張し、疎明しなければならない。

管轄の調査

第42条〔内国裁判権の欠缺及び救済方法の不適法〕

1 係属した事件が内国裁判権を欠き、又は通常裁判権を欠くときは、事件が係属する裁判所は、手続のいかなる状態においても、その管轄の不存在及び従前の手続の無効を直ちに決定で宣言しなければならない。欠缺が上級審の裁判所で初めて明らかになった場合には、その裁判所において同様の措置をとらなければならない。

2 欠缺が、手続の終結が確定した後に初めて明らかになった場合には、最高行政庁の申立てにより、最高裁判所が既に行われた手続の無効を宣言しなければならない。

3 第1項及び第2項の宣言は、それが、無効の理由に関して当該裁判所又は他の裁判所の未だ拘束力ある裁判に抵触する場合には、これを行うことができない。

4 第1項及び第3項の規定は、非訟事件の対象を構成しない事件が、裁判所の訴訟外の手続において係属する場合にも、これを適用しなければならない。

第43条〔職権による訴え却下、管轄不存在の抗弁の制限〕

1 事件が係属する裁判所は、第42条に掲げる以外の事由により管轄がないと判断するときは（第41条第2項）、訴えを職権で却下しなければならない。ただし、訴えに関して口頭弁論期日が定められ、訴えの答弁が命じられ（民事訴訟法第243条第4項）又は条件付支払命令（民訴法第448条）が発せられている限り、被告が適時に管轄不存在の抗弁を提出した場合にのみ、又は現行法の規定により当事者の明示の合意により裁判所が当該事件について管轄を有しないとされ、かつ、その管轄の不存在がいまだに治癒されない場合にのみ、裁判所が管轄の不存在を宣言することができる。

2 この宣言は決定で行う。

3 事件について裁判所の単独裁判官が裁判しなければならない場合には（第7条a）、その事件について他の裁判所が事物管轄を有することを理由として管轄不存在の抗弁を提出することはできない。同様に、区裁判所に属する事件において、その事件について他の区裁判所が事物管轄を有することを理由として管轄不存在の抗弁を提出することはできない。

第2編 訴訟事件の裁判権

第1章 事物管轄

区裁判所

第49条

1（略）

2 次の各号に掲げる訴訟は、訴訟物の価額にかかわらず、区裁判所に属する。

非嫡出子の父に関する訴訟、並びに非嫡出子の父に課せられる母及び子に対する法律上の義務に関する訴訟

法律上の扶養に関するその他の訴訟

a 嫡出性に関する訴訟

b 離婚、婚姻の取消若しくは無効に関する訴訟、又は当事者間の婚姻の存否に関する訴訟

c 夫婦相互の関係又は親子関係から生ずるその他の訴訟

不動産の境界の確定又は訂正に関する訴訟、住居の用益権に関する訴訟及び引退農民の扶養料に関する訴訟

占有の侵害を理由とする訴訟であって、訴えによる要求が最新の占有状態の保護

及び回復だけを目的とするもの

民事訴訟法第560条に掲げる物及びこれに伴う賃借動産に関する賃貸借契約から生ずるすべての訴訟，団体の使用契約（賃借権法第1条第1項）から生ずる訴訟，民法第1103条中に掲げる契約から生ずる訴訟であって，そうした契約の成立，存在，終了及びそうした契約の事後効に関する訴訟を含む事件に関するもの，使用賃借人又は用益賃借人によって持ち込まれた動産又は賃料の保証のために賃借人に提供されたその他の動産の留置を理由とする訴訟，並びに禁止された契約保証金（賃借権法第27条）に関する訴訟

削除

船主，船員，筏師，運送人又は宿主と，その委任者，旅行者及び客との訴訟であって，両者の関係から生ずる債務に関する訴訟

家畜の瑕疵を理由とする訴訟

- 3 第2項第1号から第2c号までに基づく管轄は，訴訟が当事者の権利承継人により又は法律によって本来の当事者に代わって権限を有する者により追行される場合においても，また存在する。
- 4 前項第5号に掲げる目的物に関する賃貸借契約の裁判上の解約処分，そうした賃貸借目的物の引渡し又は受取りの指図命令及び海難報告書の作成も，区裁判所の範囲に属する。

商事裁判所

第51条

- 1 次の各号に掲げる訴訟であって，訴訟物が金銭又は金銭的価値にして10万シリングを超える場合には，独立の商事裁判所に属する。
 - 訴えが，商人，商事会社又は登録組合に対するものであり，かつ，取引が被告の側からみて商行為である場合には，その商行為から生ずる訴訟
 - 商事仲立人（仲買人），市場関係者及び業務行為の実行と確認のために商取引において選任されたその他の者の業務行為から生ずる訴訟で，これらの委任者との間で行われる訴訟
 - 商人と支配人，商事代理人及び商事補助者との法律関係から生ずる訴訟，これらすべての者と雇用者の営業について責任を負った第三者との法律関係から生ずる訴訟，及び第三者と代理権又は商事代理権の欠缺により責任を負う者との法律関係から生ずる訴訟。ただし，労働法事件（労働・社会裁判所法第50条）を除く
 - 契約当事者間の営業行為の譲渡から生ずる訴訟
 - 商事会社の費用の権利に関する訴訟及びこの権利から生ずる訴訟
 - 商事会社の構成員間の法律関係，商事会社とその構成員との間の法律関係，管理会社の構成員間の法律関係，管理会社の管財人とその会社又はその構成員との間の法律関係，匿名組合員と営業主との法律関係，及び共同経費のための商事会社の合併の参加者間の法律関係から生ずる訴訟，これらすべての者とその資格において責任を負う第三者との法律関係から生ずる訴訟，並びに会社関係の存続中及びその解消後のこれらすべての訴訟。ただし，労働法事件（労働・社会裁判所法第50条第1項）を除く
 - 株式会社法及び有限会社法によるその他の訴訟
 - 手形行為及び小切手の償還請求権から生ずる訴訟
 - a 製造物責任法による訴訟
 - b メディアへの公表（メディア法第1項第1項第1号）を理由とする民法第1330条による訴訟
- 2 次の各号に掲げる訴訟は，訴訟物の価額にかかわらず，商事裁判所に属する。
 - 他の法律の規定が存する場合を除き，発明，見本，モデル並びに商標の保護及び使用に関する法律関係から生ずる訴訟
 - 著作権法及び消費者保護法第28条から第30条までによる不当競争を理由とする訴訟。ただし，労働法事件（労働・社会裁判所法第50条第1項）を除く
 - 海上船及び海上交通に関する訴訟，並びに第49条第2項第7号の規定の適用又は他の法律の規定がない限り，海私法又は内水航行法により判断されるべき法律関係から生ずる訴訟

3 独立の商事裁判所が存しない地域においては、前記の訴訟に関する裁判権は、地方裁判所の商事部により行使される。

第2章 土地管轄

普通裁判籍

第65条〔被告の普通裁判籍〕

他の裁判所に特別の裁判籍が基礎づけられていないすべての訴えは、被告が普通裁判籍を有する事物管轄のある区裁判所又は第一審裁判所に提起しなければならない。

第66条〔住所、常居所、複数の裁判所の普通裁判籍〕

1 人の普通裁判籍は、その住所により定められる。人の住所は、その者が、明白に又は諸事情からそこに永続して滞在するという意思に基づいて定住している場所に即して定められる。

2 人の普通裁判籍は、その常居所によっても基礎づけられる。人の居所は、専ら事実上の事情によって定まる。人の居所は、滞在許可又は滞在意思に依存しない。ある居所を常居所とみなすか否かの判断に際しては、その継続性、安定性、及びその人とその居所との間の継続的な関係を示す人的又は職業上のその他の諸事情を考慮しなければならない。

3 ある人がその住所及び常居所を同一の裁判所の管轄区域内に有しておらず、又は複数の裁判所の管轄区域内に住所若しくは常居所を有する場合には、この者についてはこれらの各裁判所に普通裁判籍が基礎づけられる。この場合には、複数の裁判所のいずれに訴えを提起するかについては、原告の選択に委ねられる。

第67条〔居所、最後の住所又は居所〕

国内にもその他のいかなる土地にも住所又は常居所を有しない者については、普通裁判籍は、国内においてその時に滞在する土地によって基礎づけられる。そのような土地がないとき又は国内の居所が不明なときは、その者が国内に滞在中に生じた債務又は国内で履行すべき債務のすべてについては、その者が国内で有していた最後の住所又は居所の裁判所において訴えを提起することができる。

第68条〔駐屯地〕

1 軍事行政に現役で従事しているすべての軍人を含む、現役で軍隊に従事している者については、裁判籍に関しては駐屯地を住所とみなす。

2 前項により基礎づけられる裁判籍は、駐屯地の変更の場合には、新たな駐屯地に到着するまで継続する。

3 国内にいない軍人の住所については、裁判籍を探知する場合、この者が所属した軍部隊の最後の国内駐屯地又はこの者の最後の国内駐屯地を住所とみなす。

第69条〔外国にいる連邦公務員〕

オーストリア国民であって、オーストリア国家の公務員として常任の公的地位にある者が、この法律の適用領域外に滞在するときは、この者がこの法律の適用領域内で有した普通裁判籍を維持する。これが認められない場合又は探知されない場合には、この者について、普通裁判籍は、ウィーン、すなわち連邦外務省所在地の区裁判所の管轄区域にあるものとする。

第70条（削除）

第71条〔未成年者〕

未成年の普通裁判籍は、その法定代理人の普通裁判籍と同じくする。養父母が法定代理人であるときは、その共通の普通裁判籍と同じくし、これがないときは、未成年者が属する世帯の養親の普通裁判籍と同じくする。

第72条・第73条（削除）

第74条〔オーストリア共和国、州、自治体〕

1 オーストリア共和国又は州の普通裁判籍は、これについて適用される規定に従って、事件についてオーストリア共和国又は州を代表する権限を有する公的機関の住所によって定まる。

2 自治体の普通裁判籍は、自治体の役場の住所によって定まる。

第75条〔法人、合名会社、合資会社〕

1 一般的な拘束力のある方法により別段の定めがなされない限り、合名会社、合資会社、株式会社、協同組合、公的基金、公的団体、教会、教会財産、寄付財団、公的目

的のための営造物，財団，社団及び自然人に属さないその他の法主体であって第74条の規定に該当しないものの普通裁判籍は，その住所によって定まる。住所が不明のときは，管理が行われている地を住所とみなす。

- 2 これらの法主体の1つのためにオーストリア共和国又は州の代理人が訴えを提起しなければならず，又はその法主体が自治体の管理に服するときは，普通裁判籍は，第74条の規定に従って判断しなければならない。

特別裁判籍

1 専属的裁判籍

婚姻関係に基づく訴訟

第76条〔婚姻訴訟〕

- 1 当事者間の離婚，婚姻取消し若しくは婚姻無効の訴え又は婚姻の存在若しくは不存在確認の訴えについては，その管轄区域に夫婦の共通の常居所がある裁判所，又は共通の常居所が最後にあった裁判所が，専属的に管轄する。訴えを提起したときに夫婦のいずれもがこうした管轄区域に常居所を有せず，又は国内に共通の常居所を有しないときは，その管轄区域に被告である配偶者の常居所がある裁判所が，又はそのような常居所が国内にない場合には，原告である配偶者の常居所がある裁判所が，専属的に管轄する。それ以外の場合には，ウィーン市の区部の区裁判所が管轄する。

- 2 内国裁判権は，第1項に掲げる訴訟については，次の各号に掲げる場合に生ずる。

夫婦の一方がオーストリア国民であるとき

夫婦の双方又は少なくともその一方に対する婚姻無効の訴えにおいて，被告がその常居所を国内に有するとき，又は

原告が国内に常居所を有し，かつ，夫婦双方が最後の共通の常居所を国内に有し，

又は原告が無国籍であり若しくは婚姻の時にオーストリア国民であったとき

第76条a〔婚姻関係に基づくそれ以外の訴訟〕

法律上の扶養に関するもの（第49条第2項第2号及び第2c号並びに第3項）も含む夫婦の相互の関係から生ずるその他の訴訟については，第76条第1項に掲げる訴訟が係属し又は同時に係属せしめられる裁判所が，専属的に管轄する。ただし，離婚，婚姻取消し，婚姻無効又は婚姻の存在若しくは不存在について弁論が既に終結している場合は，この限りではない。

遺産事件

第77条

- 1 相続権を主張し又は遺贈若しくはその他の死因処分に基づく請求権を主張する訴えの裁判籍，及び被相続人又は相続人自身に対する請求権に基づく遺産債権者の訴えの裁判籍は，遺産の引渡しが行われていない限り，遺産の管理が係属している裁判所の住所によって定まる。

- 2 相続財産の分配を対象とする訴えは，遺産の管理が係属している裁判所に属する。この裁判籍は，遺産の引渡しが行われた後も存続する。

第78条（削除）

裁判官による又は裁判官に対する訴え

第79条

- 1 事物管轄及び土地管轄についての規定により弁論及び裁判を行う権限を有する区裁判所において単独裁判官としての任務を負う者に対する訴えは，その管轄区域に当該区裁判所が存する地方裁判所に属する。第一審の裁判所長に対する訴えであって，この裁判所又はこの裁判所の管轄区域に存する区裁判所に属するであろうものは，その管轄区域が当該第一審裁判所に直接隣接している第一審裁判所に提起されなければならない。

- 2 前項の規定は，単独裁判官が，自己の勤務する区裁判所に管轄のある訴えを提起する場合，又は第一審の裁判所長が，この法律の定めるところにより自ら長となる裁判所若しくはその管轄区域内の区裁判所に，原告として事件に関係する場合に適用しなければならない。

第80条（削除）

不動産関係事件

第81条〔不動産所在地の裁判籍〕

- 1 不動産に対する物権，そうした権利からの解放又はそうした権利の消滅を主張する訴え，分割の訴え，境界是正の訴え及び占有侵害の訴えは，その管轄区域に不動産が存在している裁判所に属する。
- 2 訴えが地役権又は物的負担に関するときは，承役地又は負担を受ける土地の位置により決する。

水利権の占有侵害訴訟

第82条

水利権の占有侵害（第49条第2項第4号）を理由とする訴訟は，その管轄区域において侵害が生じた裁判所に属する。

賃貸借関係訴訟

第83条

- 1 第49条第2項第5号に掲げる訴訟は，その管轄区域において物が存在している裁判所に属する。
- 2 この裁判所は，第49条第4項に掲げる賃貸借事件の処分及び命令の発令についても管轄する。

分割債務証書に基づく訴訟

第83条a

- 1 法律に従って共通の特別代理人により又は共通の特別代理人に対して主張されなければならない請求権に関する訴訟は，その特別代理人を選任しなければならない裁判所に属する。
- 2 1874年4月24日帝国官報第49号の法律の第17条により，この法律の規定の適用がない分割債務証書及び類似の債務名義に基づく請求権に関する訴訟については，債務者の普通裁判籍の裁判所が専属的に管轄する。
- 3 前2項の裁判籍を当事者の合意により変更することは許されない。

団体関係に基づく訴訟

第83条b

- 1 株式会社，有限会社又は協同組合とその構成員との間の権利関係に基づく訴訟は，それが，関係人全員若しくは特定のグループに共通の請求権が問題とされ，又はこれらの団体の総会決議の取消しに基づく訴えが問題とされる限り，その団体の住所地において事物管轄を有する裁判所に属する。
- 2 この裁判籍を当事者の合意により変更することは許されない。

営業上の権利の保護及び著作権に基づく訴訟並びに団体訴訟

第83条c

- 1 国内に企業を有する者又は国内に存する企業での活動に伴って請求を受けた者が，第51条第1項8b号並びに第2項第9号及び第10号に掲げる訴訟において訴えられた場合には， - 他に法規がある場合を除き - その管轄区域にこの企業が存在する裁判所が専属的に管轄し，又は複数の営業所が存在するときは，主たる営業所のある裁判所若しくは商取引に係わる営業所のある裁判所が選択的に管轄する。国内に企業が存しないときは，管轄は被告の普通裁判籍による。国内に企業も普通裁判籍も有しない者については，国内の居所の裁判所が管轄し，又はそのような場所が不明のときは，その管轄区域において商行為が行われた裁判所が管轄する。
- 2 複数の者が第1項に基づいて異なる複数の裁判所に裁判籍を認められる場合，又は民事訴訟法第11条の要件が備わる場合には，これらの者を共同訴訟人として，それらの裁判所のいずれかに訴えを提起することができる。
- 3 違法行為が，外国から郵送された書面若しくは印刷物の内容又はその他の対象物によって生ずるときは，管轄については，その対象物が到着し又は交付若しくは流布した国内のいかなる地も行為地とみなされる。

複数の管轄区域に存在する物

第84条

- 1 1個の物が複数の裁判所の管轄区域に存在するときに，物の所在が裁判籍の決定基準となるすべての場合において，原告は，このいずれに訴えを提起するかについて選択権を有する。複数の裁判所区域の境界との関連において，いずれの裁判所が，物の存在する地を管轄する裁判所であるとみなされるかについて疑問がある場合にも，また同様

とする。

- 2 1つの訴えにおいて複数の請求が併合され、前項の規定によれば、これらの請求が、それらの関係する物の所在に応じて、複数の裁判所に属する場合には、原告の選択により、この訴えをこれらの裁判所のいずれかに提起することができる。

治外法権を有する者

第85条

不動産の専属管轄に関する規定（第81条）、並びに第82条及び第83条に掲げる裁判籍に関する規定は、治外法権を有する者にも適用される。

2 選択的裁判籍

第86条（削除）

第86条a〔財務代理人による代理される権利主体の裁判籍〕

権利主体であって、この主体のために財務代理人が訴えを提起しなければならない者に対しては、原告が普通裁判籍を有する州の州都において事物管轄を有する裁判所に訴えを提起することができる。フォアアールベルク州については、フェルドキルヒ市が州都に代わる。ウィーン市の領域においては、こうした訴えは、第一区について土地管轄を有する裁判所に提起しなければならない。

営業所の裁判籍

第87条〔営業所等の所在地の裁判籍〕

- 1 住所又は常居所の裁判管轄区域外に鉱山、工場、商業上の営業所又は取引上若しくは職業上のその他の営業施設を有する者に対しては、その取引上又は職業上の行為に関する訴訟事件について、その管轄区域に営業所又は営業施設が存在する裁判所において訴えを提起することができる。
- 2 鉱山、工場、商業を営む企業の所有者が、企業の所在地外に特別の営業所を有する場合には、この営業所に関する訴訟事件については、この者に対して、営業所が存在する地の裁判所に訴えを提起することができる。
- 3 住宅又は農業用建造物のある土地を、所有者、受益権者又は受益賃借人として使用し、又はその使用人に使用させている者に対しては、その土地の使用に関するすべての法律関係に基づき、その管轄区域にその土地が存在する裁判所において訴えを提起することができる。

商人の商品に関する債権についての裁判籍

第87条a

商業登記簿に記載された商人は、請求原因となる商品の注文及び現実の受領（配達）を文書により証明する場合には、商人に対して取引地域において行われた売買に基づく債権を理由として、最後の注文から起算して2年以内に、その営業所が存在する地の裁判所においても訴えを提起することができる。代理により締結された取引については、注文主の代理権が文書により証明されなければならない。

履行地の裁判籍

第88条〔履行地の裁判籍、送り状の記載による裁判籍〕

- 1 契約の存在又は不存在の確認を求める訴え、契約の履行又は取消しを求める訴え、及び不履行又は債務の本旨に従わざる履行による損害賠償を求める訴えは、当事者の合意により契約が被告によって履行されるべき地の裁判所に提起することができる。この合意は書面により証明しなければならない。
- 2 商業を営む者の間では、履行地の裁判籍は、商品と同時に又はその到着前に送付された送り状であって、支払が特定地でなされるべきこと及びその地で取引に基づく訴えを提起することができる旨を記載したものを受領することによっても成立する。ただし、この記載若しくは送り状に対して契約違反であるとして異議が提出され、送り状が添書なしに返送され、又は送り状による送付が注文せずとして返送されたときは、この限りでない。

第89条〔手形の支払地の裁判籍〕

手形上の義務を負う者に対して、手形の所持人は、支払地の裁判所に訴えを提起することができる。

第90条〔船舶賃貸借、船員の雇用関係及び海上物品運送業務に基づく訴訟の裁判籍〕

船舶賃貸借に基づく訴訟、船員の雇用関係に基づく訴訟及び海上物品運送契約に基づ

く訴訟については、被告が滞在する地、商品が引き渡されるべき地、旅客の運送が終了すべき地又は旅行が打ち切られた地の裁判所においても、訴えを提起することができる。

担保目的物の裁判籍

第91条

- 1 訴えが同一の被告に対するものである場合には、被担保債権の支払を求める訴えと担保権の実行を求める訴えとを、また被担保債権の不存在の確認を求める訴えと担保権の取消し（消滅）を求める訴えとを、第81条により管轄の認められる裁判所においてそれぞれ併合することができる。
- 2 物的負担に基づく未履行の給付を求める訴えは、負担付き不動産の占有者に対して、その管轄区域にその不動産が存在する裁判所において提起することができる。
- 3 民事訴訟法第560条に掲げる物の引渡しに関する契約についての訴えは、-それが第83条に該当しない場合であっても-その管轄区域において不動産が存在する裁判所に提起することができる。

占有侵害訴訟についての裁判籍

第92条

占有侵害の訴え（第49条第2項第4号）は、不動産に関しないものである限り、その管轄区域において侵害が生じた裁判所に提起することができる。

加害地の裁判籍

第92条a〔加害行為地の裁判籍〕

1人若しくは多数人の殺害若しくは傷害、不法監禁又は有体物の毀損に基づく損害の賠償に関する訴訟は、その管轄区域において損害を惹起した行為が行われた裁判所においても提起することができる。

会社関係に基づく訴訟

第92条b〔会社住所地の裁判籍〕

第51条第1項第6号に掲げる訴訟は、第三者に対する訴えを除いて、会社がその住所を有する地の裁判所に提起することができる。

共同訴訟の裁判籍

第93条

- 1 複数の者が異なる裁判所にその普通裁判籍を有している場合には、訴訟について共通の特別裁判籍が認められる場合を除き、これらの者を共同訴訟人として、これらの者の1人がその普通裁判籍を有するところの、又は主たる義務者と付随的な義務者とがいるときは主たる義務者の1人がその普通裁判籍を有するところの、国内のいずれの裁判所においても訴えを提起することができる。ただし、裁判所が当事者の合意によっても管轄を有することができない場合はこの限りでない。
- 2 手形上の義務を負う複数の者に対して、共同訴訟人として、支払地の裁判所に訴えを提起することができる。

主たる訴訟の裁判籍

第94条〔主参加訴訟，費用の訴え〕

- 1 他人間に係属している訴訟の目的となっている物又は権利を求める請求権を主張する訴え（主参加）は、この他人間の訴訟の裁判が確定するまで、その訴訟の裁判所に提起することができる。
- 2 手数料及び立替金を理由とする訴訟代理人又は送達代理人の訴えは、主たる訴訟の裁判所に提起することができる。

第95条〔第91条及び第94条による訴えについての裁判籍，裁判所の構成〕

- 1 第91条及び第94条に掲げる訴えは、そこに掲げる裁判所が、事物管轄を定める規定によれば訴えにより主張されている財産上の請求について管轄を有しない場合であっても、その裁判所に提起することができる。
- 2 第94条第1項によって第一審裁判所に提起された訴え及び第94条第2項に掲げる訴えは、主たる訴訟の確定前に第一審裁判所に提起されたものである限り、訴訟物の価額にかかわらず、主たる訴訟が追行されている裁判所の合議部又は単独裁判官（第7条a）に属する。ただし、第94条第2項に掲げる訴えが主たる訴訟の確定後に初めて第一審裁判所に提起されたときは、裁判所の構成については訴訟物の価額が基準となる。

反訴の裁判籍

第96条

- 1 反訴による主張された請求が、本訴による請求と関連する場合若しくは相殺に適する場合、又は反訴が、訴訟の進行中に争いとなった法律関係又は権利の確認を求めるものであり、本訴の要求に関する裁判の全部又は一部がその法律関係又は権利の存否に依存している場合には、反訴を本訴の裁判所に提起することができる。
- 2 反訴により主張された請求若しくは反訴による確認の訴えについて、裁判所の管轄が当事者の合意によっても基礎づけることができない場合、又は反訴を提起した時に本訴について第一審での口頭弁論が既に終結している場合には、反訴の裁判籍は生じない。

従前の普通裁判籍

第97条

- 1 手工業者、小売業者、飲食店主、船員、運送人及びその他の営業従事者、更に職人、手伝い、従業員及びその他の賃金労働者は、買主又は雇主がその普通裁判籍を他の裁判所の管轄区域に移した場合でも、供給した製品及び商品、並びに履行した労務及び労働に対する請求権に基づいて、最後の供給又は履行の時から90日以内に、買主又は雇主の従前の普通裁判籍に従って管轄を有する裁判所に訴えを提起することができる。
- 2 家庭教師の報酬請求権についても同様とする。

船長及び船員の裁判籍

第98条

船長及び船員に対しては、第97条に掲げる種類の債権は、被告が他の地に普通裁判籍を有する場合であっても、被告のその都度の滞在により管轄を生ずる裁判所に主張することができる。

財産の普通裁判籍

第99条〔財産所在地の裁判籍〕

- 1 国内に普通裁判籍を有していない者に対しては、財産法上の請求権に基づいて、その管轄区域にこの者の財産又は請求の対象自体が存在している裁判所に訴えを提起することができる。ただし、国内に存在する財産の価値が訴訟物の価額を著しく下回るときは、この限りでない。その算定については、第55条第3項は適用されない。
- 2 債権については、第三債務者の住所又は常居所を財産の所在地とみなす。第三債務者が国内に住所又は常居所のいずれをも有しない場合に、この債権のために担保に供した物が国内に存するとき、この物が存在する地が裁判籍を決定する基準となる。
- 3 外国の営造物、財団、会社、組合及びその他の団体に対しては、内国のための常任の代理人がいる管轄区域又はそうした営造物及び会社の業務の実施を任された機関が存在する管轄区域の内国裁判所に訴えを提起することができる。

婚姻関係に基づく訴え

第100条

第76条第1項に掲げる裁判所は、婚姻関係に基づく純然たる財産権上の訴訟ではない訴えについても管轄を有する。

第101条（削除）

裁判籍の競合

第102条

管轄裁判所が複数存在するときは、原告が選択権を有する。この選択は、被告に対する訴状の送達によって行われる。

同一地における区裁判所の競合

第103条

- 1 複数の区裁判所が設置されている地の区裁判所に訴えを提起しなければならないときは、その管轄区域に被告がその住所、常居所又は - これがない場合は - 滞在所を有している裁判所に訴えを提起しなければならない。ただし、被告がこの地に実際に滞在していない場合には、原告は複数の区裁判所間の選択権を有する（第102条）。
- 2 未成年者を代理する権限を有する区役所又は社団後見の権限を有する機関の住所地に複数の区裁判所が存在する場合には、未成年者を代理する当該機関によってそのうちの1つの区裁判所に提起された訴えについては、その間管轄区域において当該機関

がその住所を有する区裁判所も管轄を有する。

裁判所の管轄に関する合意

第104条〔合意管轄〕

- 1 当事者は、明示の合意によって掲げる地の1つ又は複数の第一審裁判所に自ら服することができる。この合意は、書面によって証明しなければならない。
- 2 この合意は、それが特定の訴訟又は特定の法律関係に基づいて生ずる訴訟に関するものである場合に限り、法的効力を有する。ただし、通常裁判所の効力範囲に元来属さない事件は、この合意によって通常裁判所に提起することはできず、また、区裁判所に属する事件を第一審裁判所に提起し又は第一審裁判所に専属する事件を区裁判所に提起することはできない。
- 3 事物管轄又は土地管轄を有しない裁判所も、被告が管轄不存在の抗弁を提出することなく本案につき提出を行い（民事訴訟法第74条）又は口頭で弁論を行うことによって管轄を有する。ただし、被告が、弁護士若しくは公証人によって代理されており、又は裁判官から事前に管轄不存在の抗弁の可能性及びその効果について教示を受け、かつ、この教示が弁論調書に記載されている場合に限る。

第3編 非訟事件の裁判権

遺産管理

第105条〔国内で死亡した内国人〕

遺産の管理については、被相続人が訴訟事件について普通裁判籍を有していた区裁判所の権限とする。

第106条〔外国で死亡したオーストリア人〕

オーストリア国民が外国において死亡した場合には、遺産の管理については、その者が国内に普通裁判籍を最後に有していた裁判所が管轄を有し、又はこの裁判籍を探知できないときは、その管轄区域において遺産に属する不動産の全部若しくは大部分が存在する裁判所が管轄を有する。またこの者が動産しか有していない場合には、国内にある動産の大部分が存在する裁判所が管轄を有する。

第107条〔外国人の不動産〕

この法律の適用領域に存在する、死亡した外国人の不動産の遺産管理については、その管轄区域においてこの不動産の全部又は大部分が存在する区裁判所に属する。

第108条〔外国人の動産〕

死亡した外国人の動産の遺産管理が、これに関する法規により、本法律の適用領域に存在する裁判所の義務とされている場合には、外国人がその普通裁判籍を有していた区裁判所が管轄する。この裁判籍を探知できないときには、その管轄区域において残された動産の大部分が存在する区裁判所が管轄する。

認知、非嫡出子の財産権上の請求

第114条

- 1 非嫡出子の認知につき裁判所が協力しなければならない場合には、非嫡出子の後見の指導について権限を有し、又は成年に達するまでに権限を有していた区裁判所が管轄する。このような裁判所が国内にない場合には、その管轄区域において認知する者が常居所を有する区裁判所が管轄する。国内にこのような裁判所もない場合であって、子又は認知する者がオーストリア国民であるときは、ウィーン市の区部の区裁判所が管轄する。
- 2 後見を指導する権限を有する区裁判所は、扶養請求権及び親子間の法律関係に基づき法律上非嫡出子に帰属するその他の請求権についても、それらが非訟事件手続において処理されるべき限り、管轄する。

夫婦関係事件

第114条a

- 1 夫婦関係事件の管轄については、第76条第1項及び第104条を準用する。
- 2 夫婦共通の住居を区分けすることの要求、夫婦共に移転することの拒絶若しくは夫婦の一方からの別居についての適法性の確認を求める申立て、他の配偶者の所得に寄与した部分の適切な償還若しくは婚姻中に使用した財産及び婚姻中の貯蓄の分割を求める申立て、又は名前の使用の禁止を求める申立てが裁判所に係属していて、かつ、第一審でのこれに関する手続がまだ終了していないときは、この裁判所は、こ

の種の他の申立てについても管轄する。ただし、他の裁判所の管轄を合意することは妨げられない。

3 第76条第1項に掲げる訴訟が係属しており、第一審での争訟的口頭弁論がまだ終結していない裁判所については、第2項を準用する。

4 夫婦の一方がオーストリア国民である場合又は国内に常居所を有する場合には、夫婦関係事件について、内国の裁判権が生ずる。

第114条b(削除)

証書の無効宣言

第115条

1 国債及びこれに類似する債券の無効宣言を目的とする請求は、関係する貸借帳簿を管理する官庁所在地の第一審裁判所に申し立てなければならない。

2 紛失した手形の無効宣言については、支払地の商事裁判所(地方裁判所の商事部)が管轄する。

3 他の全ての証書の無効宣言の開始及び許可についての裁判籍は、これに関する特別の規定に従う。

4 その他の規定がない場合には、無効宣言手続及び無効宣言の許可については、無効宣言を求める当事者が申立時に訴訟についてその普通裁判籍を有する地の区裁判所が管轄する。

第116条(削除)

事実行為

第117条

すべての事実行為、特に検証及び鑑定の実施、財産目録の作成、財産評価、競売、管理人の任命は、個々の行為又は定められた手続について異なる定めがない限り、その管轄区域において物が存在する区裁判所が管轄する。

公簿の設置及び管理

第118条

1955年の一般不動産登記法が適用される公簿の設置及び管理については、不動産の状況に応じて次の各号に掲げる裁判所が管轄する。

土地台帳の対象である不動産については、

シュタイアマルク州については、グラーツ区民事事件裁判所

ケルンテン州については、クラージェンフルト区裁判所

オーバーオーストリア州については、リンツ区裁判所

ウィーン市、ニーダーオーストリア州及びブルゲンラント州については、ウィーン市区部の区裁判所

山岳台帳の対象である不動産については、

グラーツの地方民事事件裁判所の管轄区域については、グラーツ区民事事件裁判所

チロル州及びフォアアルベルク州については、インスブルック区裁判所

ケルンテン州については、クラージェンフルト区裁判所

レオベン県裁判所の管轄区域については、レオベン区裁判所

ザルツブルク州については、ザルツブルク区裁判所

オーバーオーストリア州については、シュタイアー区裁判所

ウィーン市、ニーダーオーストリア州及びブルゲンラント州については、ウィーン市区部の区裁判所

鉄道台帳の対象である不動産については、鉄道台帳の設置及び管理のための特別規定に従い管轄を有していた裁判所の所在地の区裁判所、ウィーン市では、ウィーン市区部の区裁判所、グラーツでは、グラーツの区民事事件裁判所

その他の不動産については、その管轄区域において不動産の全部又は主要部分が存在する区裁判所

抵当債権の解約告知

第119条

抵当債権の裁判上の解約告知(1955年の不動産登記法第60条)は、常に不動産登記簿裁判所において行われなければならない。

商業帳簿の提出及び会社法上の事件

第120条

- 1 商事事件を委託された第一審裁判所は、次の各号に掲げる事項について管轄する。
商業帳簿の提出
商法第146条第2項、第147条、第157条第2項、第166条第3項、第270条第3項から第5号までの規定、第282条、第283条及び第338条第3項により裁判所が処理すべき事件
- 2 その管轄区域内に会社が主たる営業所又は住所を有している裁判所（第1項）が、土地管轄を有する。この裁判所は、支店が設立されているか否か及び商法第30条が遵守されているか否かについても調査しなければならない。ただし、支店に関する法定の署名については、その管轄区域内に支店の存する裁判所において署名し、かつ、保管することができる。
- 3 会社の主たる営業所又は住所が外国にある場合には、土地管轄は、国内の支店の所在地により定まり、複数の国内の支店があるときには最初の国内の支店により定まる。
- 4 申立てのあった裁判所又は職権で関与した裁判所以外の裁判所が、裁判に先立って第2項又は第3項により管轄を有するに至った場合には、事件をこの裁判所に移送しなければならない。
- 5 合目的性を理由とする権限委譲は認められない。
- 6 会社分割法による分割によって新会社が成立したときは、同法11条によるその最初の登記及び報告については、その管轄区域において元会社が住所を有する裁判所が土地管轄を有する。

同一地域における区裁判所の競合

第122条

非訟事件に属する事件が、複数の区裁判所が設けられている1つの地域の区裁判所に申し立てられた場合には、管轄裁判所は、訴訟事件について管轄を決する普通裁判籍である住所若しくは常居所により定まり、又はその地域にこれらのいずれもないときは居所によって定まる。その地域に住所も滞在所もないときは、事件をその地域にある区裁判所のいずれにも係属させることができる。

（法務大臣官房司法法制調査部「法務資料第456号オーストリア民事訴訟法典」参照）

4 スイス

スイス連邦国際私法 Bundesgesetz über das Internationales Privatrecht (IPRG)

* スイス連邦法は独仏伊の3つの言語によって起草されている。以下の訳文では、各言語による条文の重要な相違点について、「{独}」、「{仏}」、「{伊}」という形で表記されている。

第1章 共通規定

第1節 適用範囲

第1条

- 1 本法は、涉外関係について、次の事項を規律する。
 - a スイスの裁判所又は官庁の管轄
 - b 準拠法
 - c 外国判決・決定の承認執行の要件
 - d 破産および和議
 - e 仲裁
- 2 国際条約の適用は留保される。

第2節 管轄

第2条〔一般規定〕

本法が別段の管轄を規定しない限り，被告の住所地のスイス裁判所または官庁が管轄を有する。

第3条〔緊极管轄〕

本法がスイスの管轄を規定しない場合といえども，外国における手続が不可能または（合理的に）〔仏〕〔伊〕期待できないときは，事案と十分な関係を有する地のスイス裁判所または官庁が管轄を有する。

第4条〔仮差押の本案〕

本法がスイスの他の裁判所の管轄を規定しない限り，仮差押の本案に関する訴は，スイスの仮差押地の裁判所において提起することができる。

第5条〔裁判管轄の合意〕

1 財産法上の請求に関しては，当事者は，特定の法律関係から生じる現在または将来の紛争について，裁判管轄を合意することができる。合意は，書面，電報，テレックス，テレファックス，その他文面から合意の存在を証明しうるいかなる伝達手段によっても，行うことができる。合意に別段の定めがない限り，合意された管轄は専属とする。

2 裁判管轄の合意は，スイス法が規定した管轄（が与える保護）〔仏〕を一方当事者から不当に剝奪する（に至る）〔仏〕場合には，無効とする。

3 合意された裁判所は，次の場合には，管轄を拒否してはならない。

a 合意された裁判所が所在するカントンに，一方当事者が住所，常居所または営業所を有する場合。

b 本法により，スイス法が当該訴訟の目的物に適用されるべき場合。

第6条〔応訴〕

財産法上の紛争においては，無条件の応訴は，当該スイス裁判所が第5条第3項により管轄を拒否できない限り，当該裁判所の管轄を生じる。

第8条〔反訴〕

本訴が係属する裁判所は，本訴と反訴の間に（実質的な）〔独〕〔伊〕関係が存在する限り，反訴についても判断するものとする。

第9条〔訴訟係属〕

1 同一の当事者間における同一の目的物に関する訴訟がすでに外国において係属している場合，当該外国裁判所が合理的な期間内に，スイスにおいて承認しうる判決を下すと期待できるときには，スイスの裁判所は，訴訟を中止するものとする。

2 いつスイスにおいて訴訟が係属したかを認定するに際しては，訴提起に必要な最初の手続行為の時点を基準とする。かかる行為は，和解手続の開始をもって十分とする。

3 スイスの裁判所は，スイスにおいて承認しうる外国判決が提出された場合，直ちに訴えを却下するものとする。

第10条〔保全処分〕

スイスの裁判所または官庁は，たとえ本案を審理する管轄を有しない場合といえども，保全処分を命じることができる。

第4節 住所，本拠および国籍

第20条〔自然人の住所，常居所および営業所〕

1 本法において，自然人は，住所，常居所および営業所を次の国に有するものとする。

a 住所は，（継続して）〔独〕〔伊〕留まる意思をもって滞在する国に有するものとする。

b 常居所は，たとえ予め期間が限られていたとしても，相当の期間居住する国に有するものとする。

c 営業所は，（職業または）〔仏〕営業活動の中心が存する国に有するものとする。

2 何人も複数の地に同時に住所を有することはできない。人がどこにも住所を有しない場合には，常居所をもって住所とする。住所および居所に関する民法典の規定は適用しない。

第21条〔団体の本拠および営業所〕

1 団体に関しては，本拠をもって住所とする。

2 団体の本拠は，定款または設立契約において定められた地に存するものとみなす。かかる定めがない場合には，団体が事実上管理されている地をもって，本拠とする。

3 団体の営業所は、本拠または支部を有する国に存する。

第23条〔重国籍〕

1 本籍地の裁判管轄発生に関しては、人がスイス国籍以外に外国国籍を有する場合といえども、スイス国籍だけを基準とする。

2 (略)

3 人の国籍がスイスにおける外国判決・決定承認の要件となっている場合には、(重国籍者に関しては、)〔伊〕その者の国籍のうちの一つを考慮すれば足りるものとする。

第5節 外国判決・決定の承認執行

第25条〔承認 - 原則〕

外国の判決・決定は、スイスにおいては、次のすべての要件を充たした場合に承認されるものとする。

a 判決・決定が下された国の裁判所または官庁が管轄を有していたこと。

b 判決・決定に対しても、もはや通常の異議申立を行うことができないか、または判決・決定が終局的であること。

c 第27条の拒絶事由が存在しないこと。

第26条〔外国機関の管轄〕

外国の機関は、次のいずれかの場合に管轄を有するものとする。

a 本法の規定が定める場合、またはかかる規定がないときには、被告が判決国に住所を有していた場合。

b 財産法上の紛争においては、判決・決定を下した機関の管轄について、本法により有効な合意が存在し、かつ当事者がこの管轄に服した場合。

c 財産法上の紛争において、被告が無条件に应诉した場合。

d 反訴については、判決・決定を下した機関が本訴について管轄を有し、かつ本訴と反訴の間に(実質的な)〔独〕〔伊〕関係が存在する場合。

第27条〔拒絶事由〕

1 外国において下された判決・決定は、その承認がスイスの公序に明らかに反する場合には、スイスにおいて承認されないものとする。

2 一方当事者が次のいずれかの事由を証明した場合には、(外国において下された)〔独〕〔伊〕判決・決定は、承認されないものとする。

a その者が無条件に应诉した場合を除き、その者の住所地法および常居所地法のいずれによっても、適法な呼出を受けなかったこと。

b 判決・決定がスイス手続法の基本原則に反して下されたこと、とりわけ(その者が)〔独〕〔仏〕防御の機会を与えられなかったこと。

c 同一当事者間における同一の目的物に関する訴訟が既にスイスにおいて提起されているか、もしくはスイスにおいて判決・決定が下されていること、または第三国においてすでに判決・決定が下されていて、それが承認の要件を充たしていること。

3 第1項および第2項に規定された事由以外に、(外国)〔仏〕〔伊〕判決・決定の実質を審理してはならない。

第29条〔手続〕

1・2 (略)

3 (外国)〔仏〕判決・決定が先行問題として主張された場合には、当該機関は、自ら承認について判断することができる。

第31条〔非訟事件〕

第25条ないし第29条は、非訟事件の判決・決定または公文書の承認および執行に準用する。

第2章 自然人

第33条〔原則〕

1 本法が別段の定めを行わない限り、人事法関係については、住所地のスイス裁判所または官庁が管轄を有し、住所地法を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、人格侵害による請求については、不法行為に関する本法の規定(第129条以下)が適用されるものとする。

第3章 婚姻法

第3節 夫婦財産制

第51条〔管轄〕

夫婦の財産関係に関する訴または処分については、次のスイス裁判所または官庁が管轄を有するものとする。

- a 夫婦の一方の死亡に伴う財産関係の精算については、相続財産の精算について管轄を有するスイス裁判所または官庁（第86条 - 第89条）。
- b 裁判による婚姻の解消又は別居に伴う財産関係の精算については、婚姻の解消または別居について管轄を有するスイス裁判所（第59条，第60条，第63条，第64条）。
- c その他の場合については、婚姻の効力に関する訴又は処分について管轄を有するスイス裁判所又は官庁（第46条，第47条）。

第58条〔外国の判決・決定〕

- 1 夫婦の財産関係に関する外国の判決・決定は、次のいずれかの場合に、スイスにおいて承認されるものとする。
 - a 判決・決定が被告たる配偶者の住所地国において下されたか、または承認される場合。
 - b 被告たる配偶者がスイスに住所を有しないときにおいて、判決・決定が原告たる配偶者の住所地国において下されたか、または承認される場合。
 - c 判決・決定が本法による準拠法の所属国において下されたか、または承認される場合。
 - d 判決・決定が不動産に関するときには、その所在地国において下されたか、または承認される場合。
- 2 夫婦の財産関係に関する判決・決定が婚姻共同体を維持するための処分、または死亡、婚姻無効、離婚もしくは別居に伴う処分に関連して下された場合には、その承認は、婚姻の一般的効力、離婚または相続に関する本法の規定（第50条，第65条，第96条）による。

第6章 相続法

第86条〔管轄 - 原則〕

- 1 相続手続及び相続法上の紛争については、被相続人の最後の住所地におけるスイス裁判所または官庁が管轄を有する。
- 2 自国領土内の土地について専属管轄を要求する国の管轄は、留保されるものとする。

第87条〔本籍地の管轄〕

- 1 被相続人が外国に最後の住所を有するスイス国民であった場合には、当該外国の機関が相続財産を放置する限りにおいて、本籍地のスイス裁判所または官庁が（相続手続について）〔仏〕管轄を有するものとする。
- 2 外国に最後の住所を有するスイス国民が、スイスに所在する財産もしくは全財産を遺言または相続契約によりスイスの管轄またはスイス法に服せしめる場合には、本籍地のスイス裁判所または官庁が常に管轄を有するものとする。第86条第2項の適用は留保されるものとする。

第88条〔財産所在地の管轄〕

- 1 被相続人が外国に最後の住所を有する外国人であった場合といえども、スイスに所在する財産については、外国の機関がそれを放置する限りにおいて、財産所在地のスイス裁判所または官庁が管轄を有するものとする。
- 2 財産が複数の地にある場合には、最初に手続が申し立てられたスイス裁判所または官庁が管轄を有するものとする。

第89条〔保全処分〕

外国に最後の住所を有する被相続人がスイスに財産を残した場合には、その所在地のスイス機関は、財産（価値）〔独〕の仮の保全のために必要な処分を命じるものとする。

第96条〔外国の判決・決定、処分、公文書および権利〕

- 1 相続に関する（外国の）〔独〕〔伊〕判決・決定、処分および公文書、ならびに外国において開始した相続から生じた権利は、次のいずれかの場合には、スイスにおいて承認されるものとする。
 - a 被相続人の最後の住所地国、もしくは被相続人が選択した法の所属国において、これらが下され、命じられ、交付され、確認されたか、または承認される場合。

- b これらが不動産に関するときは、その所在地国において、これらが下され、命じられ、交付され、確認されたか、または承認される場合。
- 2 被相続人の土地の所在地国が当該土地について専属管轄を要求する場合には、当該国の判決・決定、処分および公文書のみが承認されるものとする。
- 3 被相続人の財産所在地国の保全処分は、スイスにおいて承認されるものとする。

第7章 物権法

第97条〔管轄 - 不動産〕

スイスに所在する不動産の物権に関する訴については、所在地の裁判所が専属管轄を有する。

第98条〔動産〕

動産の物権に関する訴については、被告の住所地のスイス裁判所、またはスイスに住所がない場合には、常居所地のスイス裁判所が管轄を有する。

被告がスイスに住所または常居所を有しない場合には、物の所在地のスイス裁判所が管轄を有する。

第108条〔外国の判決・決定〕

- 1 不動産の物権に関する外国の判決・決定は、その所在地国において下されたか、または承認される場合には、スイスにおいて承認されるものとする。
- 2 動産の物権に関する外国の判決・決定は、次のいずれかの場合には、スイスにおいて承認されるものとする。
 - a 判決・決定が被告の住所地国において下された場合。
 - b 判決・決定が物の所在地国において下され、かつ被告が当該国に常居所を有していた場合。
 - c 判決・決定が合意のあった裁判管轄地国において下された場合。

第8章 無体財産権

第109条〔管轄〕

- 1 無体財産権に関する訴について、被告の住所地のスイス裁判所が管轄を有する。スイスに住所がない場合には、保護が必要とされる地のスイス裁判所が管轄を有する。外国における無体財産権の有効性または登録に関する訴えを提起することはできない。
- 2 スイスにおいて複数の者を訴えることができ、かつ請求が実質上同一の事実および法的根拠に基づく場合には、いずれの管轄裁判所においても、全員について訴を提起することができる。この場合、最初に訴が提起された裁判所は、専属管轄を有するものとする。
- 3 被告がスイスに住所を有しない場合といえども、スイスにおける無体財産権の有効性および登録に関する訴については、登録簿に記載された代理人の営業本拠地のスイス裁判所またはかかる代理人が存在しないときには、スイスの登録機関所在地のスイス裁判所が管轄を有する。

第111条〔外国の判決・決定〕

- 1 無体財産権（の侵害）〔仏〕に関する外国の判決・決定は、次のいずれかの場合には、スイスにおいて承認されるものとする。
 - a 判決・決定が被告の住所地国において下された場合。
 - b 無体財産権の保護が必要とされる国において、判決・決定が下され、かつ被告がスイスに住所を有しない場合。
- 2 無体財産権の（存在）〔仏〕、有効性もしくは登録に関する外国の判決・決定は、その保護が必要とされる国において下されたか、または承認される場合に限り、承認されるものとする。

第9章 債務法

第1節 契約

第112条〔管轄 - 原則〕

- 1 契約に関する訴については、被告の住所地のスイス裁判所、またはスイスに住所がない場合には、常居所地のスイス裁判所が管轄を有する。
- 2 スイスにおける営業所の活動（にもとづく契約）〔仏〕に関する訴については、被告が営業所を有する地の裁判所も同様に管轄を有する。

第113条〔履行地〕

被告がスイスに住所、常居所および営業所のいずれをも有しないが、(紛争の目的物たる)〔仏〕給付がスイスにおいて行われるべき場合には、履行地のスイス裁判所に訴を提起することができる。

第114条〔消費者契約〕

1 第120条第1項の要件に合致する契約に関する消費者の訴については、消費者の選択により、次のいずれかのスイス裁判所が管轄を有する。

- a 消費者の住所地または常居所地のスイス裁判所。
- b 供給者の住所地、またはスイスに住所がない場合には、常居所地のスイス裁判所。

2 消費者は、予め自己の住所地または常居所地の裁判管轄を放棄することはできない。

第115条〔労働契約〕

1 労働契約に関する訴については、被告の住所地、または労働者が通常の場合に労働を行う地のスイス裁判所が管轄を有する。

2 労働者により提起された訴については、その者の住所地または常居所地のスイス裁判所も同様に管轄を有する。

第2節 不当利得

第127条〔管轄〕

不当利得に関する訴については、被告の住所地のスイス裁判所、またはスイスに住所がない場合には、常居所地もしくは営業所所在地のスイス裁判所が管轄を有する。

第3節 不法行為

第129条〔管轄 - 原則〕

1 不法行為に関する訴については、被告の住所地のスイス裁判所、またはスイスに住所がない場合には、常居所地もしくは営業所所在地のスイス裁判所が管轄を有する。

2 被告がスイスに住所、常居所および営業所のいずれをも有しない場合には、行為地または結果発生地のスイス裁判所に訴を提起することができる。

3 スイスにおいて複数の者を訴えることができ、かつ請求が実質上同一の事実および法的根拠に基づく場合には、いずれの管轄裁判所においても、全員について訴を提起することができる。この場合、最初に訴が提起された裁判所は、専属管轄を有するものとする。

第130条〔特別規定〕

1 核施設により、または核物質の運送に際して、損害が生じた場合には、侵害事実が発生した地のスイス裁判所が管轄を有する。

2 かかる地が不明である場合には、次のスイス裁判所が管轄を有する。

- a 核施設の管理者に責任がある場合には、核施設の所在地のスイス裁判所。
- b 運送許可の所持人に責任がある場合には、その者が住所または送達住所を有する地のスイス裁判所。

第131条〔(保険者に対する)〔仏〕直接請求権〕

責任保険の保険者に対する直接請求権に基づく訴については、保険者の営業所所在地、行為地または結果発生地のスイス裁判所が管轄を有する。

第5節 外国の判決・決定

第149条

1 債務法上の請求に関する外国の判決・決定は、次のいずれかの場合には、スイスにおいて承認されるものとする。

- a 判決・決定が被告の住所地国において下された場合。
- b 判決・決定が被告の常居所地国において下され、かつ請求がこの国における活動と関係を有する場合。

2 外国の判決・決定は、次のいずれかの場合にも承認されるものとする。

- a 判決・決定が契約上の給付〔独〕〔伊〕=債務〔仏〕に関わっており、かつ(かかる給付の)〔独〕〔伊〕履行地国において下され、かつ被告がスイスに住所を有しなかった場合。
- b 判決・決定が消費者契約に関する請求に関わっており、かつ消費者の住所地または常居所地において下され、かつ第120条第1項の要件が満たされている場合。
- c 判決・決定が労働契約に関する請求に関わっており、かつ労働地または業務地において下され、かつ労働者がスイスに住所を有しなかった場合。

- d 判決・決定が営業所の業務に関する請求に関わっており，かつかかる営業所の所在地において下された場合。
- e 判決・決定が不当利得（に関する請求）〔独〕〔伊〕に関わっており，かつ行為地または結果発生地において下され，かつ被告がスイスに住所を有しなかった場合。
- f 判決・決定が不法行為に関する請求〔独〕〔伊〕＝債務〔仏〕に関わっており，かつ行為地または結果発生地において下され，かつ被告がスイスに住所を有しなかった場合。

第10章 団体法

第151条〔管轄 - 原則〕

団体法に関する紛争において，団体，団員，または団体法上の責任を負う者に対する訴については，団体の本拠地のスイス裁判所が管轄を有する。

団員，もしくは団体法上の責任を負う（その他の）〔仏〕者に対する訴については，被告の住所地のスイス裁判所，またはスイスに住所がない場合には，常居所地のスイス裁判所も同様に管轄を有する。

団員証および債券の発行による責任に関する訴については，発行地のスイス裁判所も同様に管轄を有する。かかる管轄は，裁判管轄の合意により排除することができないものとする。

第152条〔外国の団体に関する責任〕

第159条により責任を負う者，またはその者の行為が帰属すべき外国の団体に対する訴については，次のいずれかのスイス裁判所が管轄を有する。

- a 被告の住所地のスイス裁判所，またはスイスに住所がない場合には，常居所地のスイス裁判所。
- b 団体が事実上管理されている地のスイス裁判所。

第153条〔保全処分〕

外国に本拠を有する団体のスイスに所在する財産の保全処分については，保全されるべき財産（価値）〔独〕の所在地のスイス裁判所または官庁が管轄を有するものとする。

第165条〔外国の判決・決定〕

1 団体法上の請求に関する外国の判決・決定は，次のいずれかの場合には，スイスにおいて承認されるものとする。

- a 判決・決定が団体の本拠地国において下されたか，または承認され，かつ被告がスイスに住所を有しなかった場合。
- b 判決・決定が被告の住所地国または常居所地国において下された場合。

2 目論見書，回状その他類似の広告にもとづく団員証および債券の発行に関する請求についての外国の判決・決定は，それが発行地国において下され，かつ被告がスイスに住所を有しなかった場合には，スイスにおいて承認されるものとする。

（奥田安弘「1987年のスイス連邦国際私法（1）ないし（完）」戸籍時報第374号第2頁，第375号第18頁，第376号第43頁，第377号第51頁，第378号第54頁，第379号第58頁参照。なお，スイス国際私法の翻訳としては，他に，井之上宣信「スイスの国際私法典（1989年）について（1），（2）」法学新報第96巻第1・2号第389頁，第5号第259頁，三浦正人「1987年スイス連邦国際私法仮訳」名城法学第39巻第1号65頁がある。）

5 韓国

国際私法

第1章 総則

第2条（国際裁判管轄）

1 裁判所は，当事者又は紛争事案が大韓民国と実質的関連がある場合に国際裁判管轄権を有する。この場合，裁判所は，実質的関連の有無を判断する場合において，国際裁判管轄配分の理念に符合する合理的な原則に従わなければならない。

2 裁判所は，国内法の管轄規定を参酌して国際裁判管轄権の有無を判断し，前項の規

定の趣旨に照らして国際裁判管轄の特殊性を十分に考慮しなければならない。

第27条（消費者契約）

- 1 消費者が職業又は営業活動以外の目的で締結する契約が次の各号のいずれかに当該する場合は、当事者が準拠法を選択しても消費者の常居所がある国の強行規定により消費者に付与される保護を剥奪することができない。

消費者の相手方が契約締結に先立ち、その国で公告（原文ママ）による取引の勧誘等職業若しくは営業活動を行い、又はその国外の地域でその国で広告による取引の勧誘等職業若しくは営業活動を行う消費者がその国で契約締結に必要な行為をした場合

消費者の相手方がその国で消費者の注文を受けた場合

消費者の相手方が消費者をして外国に行つて注文をするように誘導した場合

2・3（略）

- 4 第1項の規定による契約の場合において、消費者は、その者の常居所がある国又は相手方に対して訴えを提起することができる。

- 5 第1項の規定による契約の場合において、消費者の相手方が消費者に対して提起する訴えは、消費者の常居所がある国においてのみ提起することができる。

- 6 第1項の規定による契約の当事者は、書面により国際裁判管轄に関する合意をすることができる。ただし、その合意は、次の各号のいずれかに該当する場合に限りその効力がある。

紛争が既に発生している場合

消費者に、この条による管轄裁判所に追加して他の裁判所に提訴することを許す場合

第28条（勤労契約）

- 1 勤労契約の場合において、当事者が準拠法を選択しても第2項の規定により指定される準拠法所属国の強行規定により勤労者に付与される保護を剥奪することができない。

2（略）

- 3 勤労契約の場合において、勤労者は、自身が日常的に労務を提供し、若しくは最後に日常的労務を提供した国又は使用者に対して訴えを提起することができ、自身が日常的に一国内において労務を提供せず、又はしなかった場合は、使用者がその者を雇用した営業所があり、若しくはあった国又は使用者に対して訴えを提起することができる。

- 4 勤労契約の場合において、使用者が勤労者に対して提起する訴えは、勤労者の常居所がある国又は勤労者が日常的に労務を提供する国においてのみ提起することができる。

- 5 勤労契約の当事者は、書面により国際裁判管轄に関する合意をすることができる。ただし、その合意は、次の各号のいずれかに当該する場合に限り、その効力がある。

紛争が既に発生している場合

勤労者に、この条による管轄裁判所に追加して他の裁判所に提訴することを許す場合

（法務大臣官房司法法制調査部職員監修「現行韓国六法」（ぎょうせい）参照）